

第6章 事業者・施設指定基準について

第1節 供与すべき便宜の内容

指定居宅支援事業者が、供与すべき便宜の内容については、下記のとおりである。

- I 居宅介護（身障法施行規則第1条、知障法施行規則第1条、児福法施行規則第1条）
入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。
- II デイサービス
 - 1 身体障害者デイサービス（身障法施行規則1条の3）
入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等とする。
 - 2 知的障害者デイサービス（知障法施行規則第3条）
入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等とする。
 - 3 児童デイサービス（児福法施行規則第1条の3）
日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第2節 便宜を供与する施設

指定居宅支援事業者が、便宜を供与すべき施設については、下記のとおりである。

- I デイサービス
 - 1 身体障害者デイサービス（身障法施行規則第1条の2）
身体障害者福祉センターその他の第1節II1に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。
 - 2 知的障害者デイサービス（知障法施行規則第2条）
第1節II2に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。
 - 3 児童デイサービス（児福法施行規則第1条の2）
肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の第1節II3に定める便宜を適切に供

与することができる施設とする。

II 短期入所

1 身体障害者短期入所（身障法施行規則第1条の4）

身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、特定身体障害者授産施設その他短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

2 知的障害者短期入所（知障法施行規則第4条）

知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設その他短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

3 児童短期入所（児福法施行規則第1条の4）

児童福祉施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設その他短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

第3節 特定授産施設

指定施設として指定を受け、施設訓練等支援費支給の対象となる授産施設は下記のとおりである。

I 特定身体障害者授産施設（身障法施行令第1条）

身体障害者授産施設（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が20人未満であるものを除く。）とする。

II 特定知的障害者授産施設（知障法施行令第1条）

知的障害者授産施設（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が20人未満であるものを除く。）とする。